

保健福祉部からの
お知らせ



平成19年4月から不妊治療(体外受精及び顕微授精(ただし、卵胞が発育しない等により卵子採取に至らない場合を除きます))に

①助成額
1回の治療につき10万円までの助成を1年度当たり2回まで受けることができます。

②所得制限
夫婦の前年(1月から5月までの申請については、前々年度の所得の合計額が730万円未満の場合に助成の対象になります。)

※申請先はお住まいの地域の管轄する県の保健所になります。
(なお、鹿児島市にお住まいの方は市の保健所(TEL/099-258-2321)へお

尋ねてください。)

※申請期限は治療が終了した日の属する年度内ですが、制度の適切な運用を図るため、治療終了後、速やかに申請してください。

○不妊専門相談センター事業 (無料)

県では不妊に関する相談窓口を下欄のように設けて、様々な御相談をお受けしています。
お気軽にご利用ください(相談内容等のプライバシーは厳守されます)。

不妊にお悩みの御夫婦へ

支援策を充実

○不妊治療費助成事業

要した費用を助成する制度が以下のとおり拡充されました。

①助成額
1回の治療につき10万円までの助成を1年度当たり2回まで受けることができます。

②所得制限

夫婦の前年(1月から5月までの申請については、前々年度の所得の合計額が730万円未満の場合に助成の対象になります。)

※申請先はお住まいの地域の管轄する県の保健所になります。
(なお、鹿児島市にお住まいの方は市の保健所(TEL/099-258-2321)へお

児童手当制度の拡充について

○児童手当制度

給されている方は特段の手続きを行う必要はありません。

平成19年4月から児童手当制度が拡充され、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額が一律月1万円に拡充されました。

今回の制度改正により現在受給されている方は特段の手続きを行う必要はありません。

なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額については、現行どおりです。詳しくは、お住まいの市町村(公務員の方は勤務先の窓口へお問い合わせください。

い。

【お問い合わせ先】

鹿児島県保健福祉部

子ども課 児童育成係

TEL: 099-286-2763

FAX: 099-286-5560

メール:

jidou@pref.kagoshima.lg.jp

専門	窓口	鹿児島大学病院	
	日時	電話相談	毎週月・金曜日(午後3時~午後5時)
		面接相談	毎週月曜日(午後3時~午後5時) ※事前に予約が必要です
	連絡先	099-275-6839(専用電話)	
内容	不妊の検査・治療方法, 不妊に関する専門的な相談, 不妊に伴う悩みや不安等の相談		
一般	窓口	県の各保健所	
	日時	電話相談, 面接相談ともに 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで (ただし, 年末年始等の閉庁日は除きます)	
	内容	不妊に関する一般的な相談, 不妊治療費助成制度, 不妊に伴う悩みや不安等の相談	

【お問い合わせ先】 鹿児島県 保健福祉部 子ども課 母子保健係
TEL: 099-286-2775 FAX: 099-286-5560
メール: boshi@pref.kagoshima.lg.jp